

近隣トラブル記録No. 1

タウンハウス・

猫餌やり禁止訴訟

(平成20年提訴、平成22年判決)

1. 事案の特徴・概要

▲特徴▼

- ①タウンハウスの自宅庭での猫への餌やりを中止するよう求めた他のタウンハウス住民が、やめようとしない住民を訴えた事例
- ②猫への餌やりがタウンハウスの管理規約に違反し、他の住民の人格権を侵害しているとした判決の事例

裁判での争点は、猫への餌やり行為が、管理規約にある動物飼育禁止条項および迷惑行為禁止条項に該当するかどうか、そしてこれらの行為が、原告らの人格権を侵害しているかどうかであつたが、判決はこれらを全て認め、タウンハウス敷地内での餌やりの禁止と、弁護士費用を含めて原告全員に総額204万円の慰謝料支払いを命じた。

被告は、一旦は控訴の意向を示したが、結局は、控訴を断念し判決が確定した。

▲概要▼

東京近郊のベッドタウンにあるタウンハウスでの近隣トラブルである。このタウンハウスに住む社会的に著名な人物（被告）が、自家の庭で野良猫が子猫を出産したことをきっかけとして、猫への餌やりを始め

た。これにより猫の数が増え、近所で糞の被害などが発生したため、被告以外のタウンハウスの全住人（原告）は、理事長を中心として被告に猫への餌やりを中止するよう申し入れた。しかし、被告がこれに従おうとしないため、管理組合の総会での決議や、是正勧告書の送付などを行つたが、被告側はこれを無視し続けたため、住民側が損害賠償と猫の餌やりの中止を求めて訴訟を提起したものである。

管理規約にある動物飼育禁止条項および迷惑行為禁止条項に該当するかどうか、そしてこれらの行為が、原告らの人格権を侵害しているかどうかであつたが、判決はこれらを全て認め、タウンハウス敷地内での餌やりの禁止と、弁護士費用を含めて原告全員に総額204万円の慰謝料支払いを命じた。

この事案は、被告が著名人であったことには加え、動物愛護の活動家や役所の動物担当者なども積極的に発言を行つたことなどで、マスコミやネットでも大きな話題となつた。単なる猫への餌やりが訴訟にまで発展した経緯は、近隣トラブルの本質の一端を示す典型的な事例であり、近隣トラブルの理解に役立つものと考えて、その詳細を紹介する。

2. トラブル発生から訴訟、判決までの詳細

現場のタウンハウス

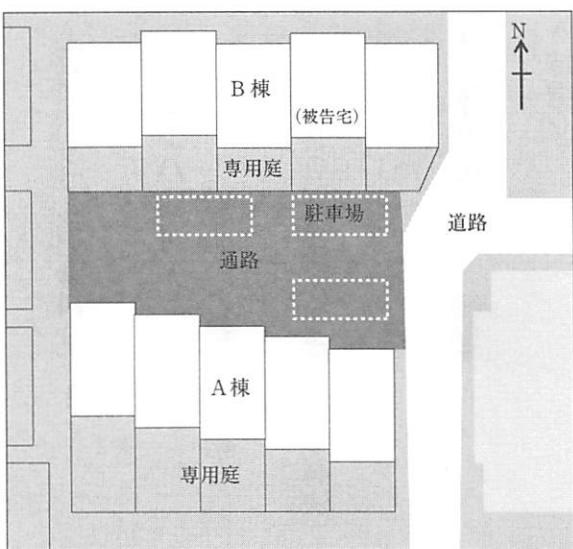


図1-1 タウンハウス見取り図

トラブルの発生場所は、東京近郊のベッドタウンにあるタウンハウスである。駅から川沿いの遊歩道を10分程歩くと瀟洒な住宅が立ち並ぶ地域にでる。人通りも少ない静かな住宅地であり、この中に問題となつたタウンハウスは建つてある。左図に示すように、5戸1のタウンハウスが南北に2棟建つており、各戸は1LDKで、南側に専用の庭が着いている。2棟の間にはアスファルト舗装の空間になつており、東

側道路からの通路や一部駐車スペースとして利用されている。

2棟は、南側の建物がA棟、北側の建物がB棟と呼ばれており、今回、猫の餌やり訴訟の被告となつたのは、B棟の手前から2番目の住戸の住人である。被告（男性、60代後半（訴訟当時））は、社会的に大変名の知られた人物であり、妻と娘の3人がこのタウンハウスに暮らしていた。仕事柄、外出が多く、近隣との交友関係は殆ど無かつたといつてよい。

原告は、被告の猫への餌やり行為で様々な被害を蒙つていると訴えたタウンハウスの住人達17名（被告以外の全住戸）、およびタウンハウスの管理組合である。

トラブル発生から訴訟、判決に至るまでの概要を次頁の表1-1にまとめた。この流れに則つて、トラブルの詳細経緯を説明する。

餌やりの開始

タウンハウスは平成4年以前に立てられ、被告の家族は建設当初からここに居住していた。原告らの一部も建設当時から住んでいるが、住宅の売買等で何家族かは入れ替わっている。タウンハウスには管理組

合があり、全戸数10戸が加入して構成されており、その管理規約では、他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育しないこと（動物飼育禁止条項）、他の組合員及び占有者に迷惑を及ぼし、不快の念を抱かせ、もしくは危害をおよぼすおそれのある行為をしないこと（迷惑行為禁止条項）などが謳われている。

原告らによれば、被告は平成5年頃から、自宅の専用庭で野良猫への餌やりを開始した。玄関前に餌箱を置いたり、庭に新聞やチラシを敷いて猫の餌を山盛りにして置き、そこに10匹近くの猫が集まり餌を食べるようになつた。食べ残した餌にはカラスが集まり、新聞なども破れて近所に舞い散つたという。しかし、当時は被告本人の自覚に任せることで、他からの苦情や注意も無く10年近くが過ぎた。

状況が変化したのは平成14年5月であり、被告家族が旅行から帰ると、被告の自宅庭で野良猫が子猫を6匹出産していた。猫は安心できる場所を選んで出産するといふことで、常日頃から餌を与えられていた場所で出産したものと思われた。被告は、子猫が飢えないようにと餌を与え続けていたが、この頃には猫の数も増えてきて、親

表1 - 1 当事案の時間的な経緯

年月		被告側	原告側	備考、その他	
平成 4 年以前	-	タウンハウスで被告居住開始		タウンハウスで原告一部居住開始 (平成 4 年以前から 18 年まで)	
平成 5 年頃	-	猫の餌やり開始（被告は否定）			
平成 14 年	5 月	被告専用庭で子猫 6 匹出産		猫、合計 18 匹集まる。	
	11 月			原告 1 名が餌やり停止を求める書面を被告に渡す	
平成 15 年	3 月			餌やりを止めるべきとの総会決議 (被告以外全員)	
平成 16 年	1 月			臨時総会で餌やり中止申し入れを決定 (被告以外全員)	
	3 月			総会で餌やり停止の第 1 回是正勧告書（被告以外全員）	
平成 17 年	3 月			餌やり継続を議事録記載・回覧 (被告欠席)	
平成 18 年	4 月			餌やり継続を議事録記載・回覧 (被告欠席)	
	9 月			第 2 回目の是正勧告書を内容証明郵便で送付（止めないなら転居を） (被告欠席)	
平成 19 年	2 月			第 3 回目の是正勧告書（内容証明郵便） (被告は受取り拒否)	
	3 月			臨時総会で法的手段の準備を決議・回覧 (被告欠席)	
	5 月			臨時総会で餌やり停止決議、 第 4 回目の是正勧告書 (被告欠席)	
	6 月			臨時総会で猫飼育中止要請を決議 (被告欠席)	
	10 月			市長、警察署長に餌やり中止勧告要請、餌やり罰則条例制定を要請	
	11 月	猫用トイレを設置。猫近づき防止装置を原告一部に配布。			市は対応不可能、条例制定は考慮外の連絡
		第 5 回是正勧告書			
	12 月	里親探しや糞尿被害軽減を検討しているなど書面回答			
				臨時総会で原告、被告双方が意見陳述	
				第 6 回目の是正勧告書（餌やり停止しないなら転居要請） (被告欠席)	
平成 20 年	1 月	市環境課から餌やり等の要請ありと回答			
		12 月の臨時総会は集団いじめだと非難	臨時総会で決議、 第 7 回のは是正勧告書	(被告欠席)	
	3 月			弁護士に一任 弁護士から内容証明郵便	
	5 月			総会で差し止め訴訟の提起を決議	
	8 月	原告らが簡裁へ民事調停を申し立て（不調）			
	11 月	地裁に餌やりの差し止め、損害賠償訴訟提起			
平成 22 年	5 月	地裁判決（原告勝訴）			

猫と子猫の7匹を合せて18匹ほどが集まつてくるようになっていた。これに対し、B棟の奥の端に住む住民が、猫の糞による悪臭や庭の植栽の破損、猫の毛による洗濯物の汚れ、ゴミ集積所漁りの被害などを訴えて、猫への餌やりを停止するよう書面を渡して被告に申し入れた。子猫が生まれてから半年程が経った11月のことであり、これが原告側から被告への最初の申し入れであった。更に、交番や市の環境課に連絡して餌やりを中止するよう注意することを依頼したが、被告がこれに応じることはなかった。

近隣トラブルから訴訟へ

その後、この問題は管理組合に持ち込まれ、被告以外の全員が出席した管理組合の総会で、猫への餌やりを止めるように決議して被告に伝えたが、これが守られなかつたとして、第1回目のは正勧告書を郵便受けに投函した。その後、定期総会や臨時総会での決議を繰り返して、その都度、被告にその内容を伝えたが、被告がこれに従うことは無く、訴訟までに7回のは正勧告書が内容証明郵便などで送られた。その内容も徐々に厳しい表現となつていき、平成1

8年の第2回目のは正勧告書では、「この管理規約を守れぬ人は、当組合より脱退し転居すべき筋合いのものであります事を念のため申し添えます」と書かれ、転居を迫る内容となつていった。

その後、管理組合の定期総会や臨時総会において、被告に猫の餌やりを中止するよう決議が行われ、その議事録を被告に回覧することや、は正勧告書の送付も計7回行われたが、被告側はこれを無視し続けた。

原告住民側は、警察署長に対しても被告に警告を行つて事態を改善するよう要望書を提出し、市に対しては、猫の餌やりを禁止する罰則付きの条例を制定するよう要請したが、何れも実現しなかつた。一度だけ、原告らと被告が臨時総会でお互いの意見を述べ合う機会があつたが、双方とも自分の正当性を主張するだけの場となり、解決へ

裁判での激しいやりとり

被告は、猫の餌やりを始めたのは、庭で6匹の子猫が生まれた平成14年からであり、お腹をすかせた子猫を哀れに思い、動物愛護の観点から餌を与えたものであり、平成5年から餌をやり続けていたというのは間違いだと主張した。また、近所の川口氏(仮名)と共同で野良猫の去勢手術も行っており、野良猫が無制限、無秩序に増えることを防止する「地域猫活動」の一環である。当初、調停も試みられたが、原告側の主張は、猫の餌やりの即時停止と数百万円のぼる金銭の支払いであり、当然ながら被告側がこれを拒否し、調停は不調に終

遂に、子猫が生まれた年から6年後、タウンハウスの住民達17名は、被告を相手取つて、動物の飼育禁止、迷惑行為の禁止、および損害賠償総額645万円の支払いを求めて地方裁判所に提訴し、争いは裁判の場へと移つた。

裁判は1年6ヶ月に亘つて続き、双方からの準備書面の提出や、証人尋問や反対尋問などが行われ、激しいやり取りが繰り広げられた。

被告は、猫の餌やりを始めたのは、庭で6匹の子猫が生まれた平成14年からであり、お腹をすかせた子猫を哀れに思い、動物愛護の観点から餌を与えたものであり、平成5年から餌をやり続けていたというのは間違いだと主張した。また、近所の川口氏(仮名)と共同で野良猫の去勢手術も行っており、野良猫が無制限、無秩序に増えることを防止する「地域猫活動」の一環である。当初、調停も試みられたが、原告側の主張は、猫の餌やりの即時停止と数百万円のぼる金銭の支払いであり、当然ながら被告側がこれを拒否し、調停は不調に終

理していること、餌は臭いを抑えるものを選んでいること、また、猫が近寄らないようにするための装置を複数購入して原告の一部に配つたこと、子猫の里親探しに取り組んでいることなどを挙げて、近隣への配慮も行つてているとした。これらのことを探してもらおうとしたが、管理組合は全く聞く耳を持たなかつたと相手を非難した。その上で、これは猫にかこつけた集団いじめであり、最も大切なことは、多数決によつて個人の行動を糾弾することではなく、管理組合および地域住民の合意によつて地域猫の適正な管理を目指すことだと主張した。

当然、原告側はこれに反論し、聞く耳を持たなかつたというが、そもそも被告は総会に全く出席しようとしているばかりか、是正勧告書についても受け取りを拒否し、全く要請を無視し続けてきたと訴えた。それどころか、地域猫活動についても、お前らそんなことも知らんのかという小馬鹿にしたもので、地域猫活動に反対する意見を述べた。原告側は、この意見を尊重するが、それを実現するためには、地域猫活動をやめてくれと言わざるを得ない。そこで、総会になると結束して被害を訴え、文書で執拗に立ち退きを迫つてくるといつて示した1枚の写真について、原告側弁護士が被告に行つた尋問である。その写真は、タウンハウスの通路側から被告の庭側の部屋を写したものであり、そこにはレースのカーテン越しに一匹の白い猫が写つてい

ならない、猫のことだけではなく、以前かいろいろ人間関係のことがあつたと述べている。

餌やりについても、平成5年頃から猫に餌やりをしていたからこそ、猫は安心して被告の庭で子猫を出産したのだと主張した。また、動物愛護についても、被告が出席した総会で、猫の被害に関する「猫が来たら石を投げれば来なくなる。私の経験でも、2、3回投げたら来なくなつた」と述べ、本当に動物愛護の精神があるのか疑わしいとも述べた。更に、猫の避妊手術についても、手術は近所の川口氏が行つたが、被告に費用の半額を要求したところ、余計なことをしたと川口氏をどなりつけ、それでも要求されしぶしぶ半額を払つたものであり、95%自分が負担したというのは間違いであると述べた。

判決の決め手

このように、お互いの主張は大きく食い違うが、これらのやり取りの中で、裁判官の心象を大きく悪化させ、判決に決定的な影響を与えたと思われる証人尋問でのやりとりがあった。それは、原告側が証拠として示した1枚の写真について、原告側弁護士が被告に行つた尋問である。その写真は、タウンハウスの通路側から被告の庭側の部屋を写したものであり、そこにはレースのカーテン越しに一匹の白い猫が写つてい

があつたが、この時は、誰も何も言わなかつたと述べた。これについて原告らは、もう20年以上も前の話で、1年もしないうちに手放したので総会の議題にもならなかつたと反論し、被告は、1年ではなく20年近く飼つていると主張した。

証人尋問では、個人的な争いの様相も見せ、被告の母が、管理組合の理事長をしている隣家に預かり物を届けにいった時、帰るときにその隣人がせせら笑つたと被告が

言い、理解に苦しむ態度だつたと非難した。これに対し原告は、被告の妻は近隣の児童に大声で罵詈雑言を繰り返し、児童が恐怖を感じていると攻撃した。

た。原告側弁護士が、「カーテン越しに白い猫が見えますね」と聞くと、被告は「私は分からぬです」と答えた。弁護士が

更に「良心に誓つても?」と問うと、被告は「全く分からぬ」と大声で答えた。しかし、そこに写っているのは紛れもない猫（筆者も写真を確認）であり、この強弁が裁判官に被告の証言内容についての不信感を与える結果となつた。判決の中でも、「被告が、（中略）屋内での猫の飼育という明白な事実について虚偽の供述をする姿勢は、他の点についての被告の供述の信用性についても影響を与えるものというべきであり、その信用性を厳格に判断していく必要がある」と断じている。

裁判での争点は、被告が、管理規約にある動物飼育禁止条項に違反しているか、屋外での猫への餌やりが管理規約の迷惑行為禁止条項に違反しているか、そしてこれらがどうかであつたが、判決はこれらを全て認めたものとなつた。その上で、餌やりの差し止めについては、動物愛護の観点から全面的な禁止ではなく、タウンハウス敷地内での餌やりの禁止とし、慰謝料について

は、弁護士費用を含めて原告全員に総計204万円の支払いを命じた。

この判決に対しても、原告は、「猫に長く生きてもらいたいと思つてしまつた行動なのに理解できない」と控訴の意向を示し、餌やりについても、「判決は敷地内で餌やりをするなどということなので、離れたところでやろうと考えていて」と述べたが、その後、「判決を熟読すると、猫の命を尊重する行動は相当認められており、大きな不満は無い」と話し、控訴は断念した。

判決後も、原告、被告とともにこのタウンハウスに住み続けている。裁判により猫の問題は解決したが、近隣関係の問題が解決したかどうかは定かではない。

3. 判決文

(著者注・原告A1とはタウンハウスの管理組合であり、A2からA18はタウンハウスの住人である。訴訟提起時の管理組合理事長はA17である。また、A・1、B・5など、縦棒の入ったものはタウンハウスの住戸ナンバーを示している)

主文

1 原告A1の差止請求

被告は、別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物内において、猫に餌を与えてはならない。

2 個人原告らの差止請求

被告は、別紙物件目録1記載の土地において、猫に餌を与えてはならない。

3 原告らの損害賠償請求

被告は、次の各原告に対し、次に記載の各金員及びこれに対する平成20年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

金員を支払え。

(1) 原告A1 30万円
(2) 原告A2 12万円
(3) 原告A3 9万円
(4) 原告A4 9万円

事実及び理由

第1 請求

原告らの差止請求

被告は、別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物内において、猫に餌を与えてはならない。

2 原告らの損害賠償請求

被告は、別紙請求債権目録番号1ないし18記載の原告らに対し、それぞれ同目録合計欄記載の金員（原告A1は33万円、その余の原告らは各36万円）及び各金員に対する平成20年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用の負担

原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 仮執行宣言

第2 事案の概要

原告A1を除く原告ら（以下「個人原告」という。）及び被告は、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の適用のある本件タウンハウスに居住している。

本件は、本件タウンハウスの一部の区分所有者である被告が複数の猫に継続的に餌やりを行い、糞尿等による被害を生じさせたことは、区分所有者の共同の利益に反し（同法6条1項）、本件タウンハウスの規約

(5) 原告A5 9万円	(6) 原告A6 9万円	(7) 原告A7 9万円	(8) 原告A8 9万円	(9) 原告A9 3万6000円	(10) 原告A10 3万6000円	(11) 原告A11 12万6000円	(12) 原告A12 12万6000円	(13) 原告A13 15万6000円	(14) 原告A14 9万6000円	(15) 原告A15 15万6000円	(16) 原告A16 9万6000円	(17) 原告A17 12万6000円	(18) 原告A18 12万6000円
--------------	--------------	--------------	--------------	------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	--------------------	---------------------	---------------------

(原告A1規約)にも違反すると主張して、原告A1は同法57条1項又は原告A1規約に基づき、個人原告らは人格権に基づき、本件タウンハウスの敷地及び被告区分建物内での猫への餌やりの差止めを求めるところに、原告らが不法行為に基づく慰謝料(原告A1を除く。)及び弁護士費用の損害金並びに遅延損害金の支払を求める事案である。

1 爭いのない事実等

(1) 当事者

ア 本件タウンハウス

別紙物件目録2記載の一棟の建物(以下「本件タウンハウス」という。)は、区分所有法の適用を受ける建物であり、南側に位置するA棟(専有部分は、A・1ないしA・5の5個)と、北側に位置するB棟(専有部分は、B・1ないしB・5の5個)の2棟で構成され、A棟、B棟とも2階建てのタウンハウス形式である。

別紙物件目録1記載の土地(以下「本件土地」という。)は、本件タウンハウスの敷地であり、各区分所有者が、各専有部分の面積比率により共有している。

(争いのない事実)

イ 各区分建物の所有及び居住関係

(ア) 原告A2は、平成9年ころからA・1に居住し、平成17年から、夫からの相続によりA・1を所有している。

(イ) 原告A3及び原告A4は、平成4年以前から、A・2を共有し、A・2に居住している。

(ウ) 原告A5及び原告A6は、平成4年以前から、A・3を共有し、A・3に居住している。

(エ) 原告A7及び原告A8は、平成4年以前から、A・4を共有し、A・4に居住している。

(オ) 原告A9及び原告A10は、平成18年8月から、A・5を共有し、A・5に居住している。

(カ) 原告A11及び原告A12は、平成10年から、B・1を共有し、B・1に居住している。

(キ) 原告A13は、平成4年以前から、B・2を所有し、B・2に居住している。

(争いのない事実)

(2) 各専有部分の配置等

ア 本件土地と本件タウンハウス及び各専有部分との位置関係は、別紙配置図に記載のとおりである。

(争いのない事実)

イ 本件土地は、その東側でのみ道路に面しており、北側、南側、西側では隣家の敷地と接しており、本件土地内を通り抜け

15の配偶者として、B・3に居住している。

(ケ) 被告は、平成4年以前から、B・4(以下「被告専有部分」ということがある。)を所有し、妻や娘の家族と共に、B・4に居住している。

(コ) 原告A17及び原告A18は、平成4年以前から、B・5を共有し、B・5に居住している。

(争いのない事実、甲3、弁論の全趣旨)

ウ 原告A1

原告A1は、区分所有法3条に基づき、区分所有者全員で構成された本件タウンハウス等の管理を行うための団体であり、後記(3)のとおり、同法30条の規約(原告A1規約)を有し、同規約に基づき理事長等の役員の選任が行われている。

ることはできない。

また、本件土地と東側の道路との間には、
10cmほどの段差がある。

(争いのない事実、原告A17)

ウ 各専有部分の南側には、共用部分ではあるが各戸が専用使用することができるバルコニー及び専用庭が、南北側には、同駐車場がそれぞれ設けられており、原告A15(B・3)は、平成13年から、自己に割り当てられた駐車場部分に自動車を駐車している。

(争いのない事実)

(3) 原告A1規約

ア 原告A1は、A1規約(甲1)及びこのA1規約24条に基づく管理規約(甲2)を定めている(以下「管理規約(甲2)」を含めて、A1規約(甲1)を「原告A1規約」という。)。

イ 原告A1規約によれば、原告A1は、区分所有者全員で構成され(甲1の3条)、総会で多数決により役員を選任し、役員の互選で理事長等を選任している(甲1の1条、19条、20条)。

ウ 原告A1規約は、一般的禁止事項として、次のとおり定めている(甲2の8条)。

「1. 略(多量の引火性物品等の搬入等

の禁止)

2. 略(共用部分の占有の禁止)

3. 他の居住者に迷惑を及ぼすおそれ

のある動物を飼育しないこと(以下「動物飼育禁止条項」という。)。」

4. 略(公序良俗違反行為の禁止)

5. 略(放歌高吟等の禁止)

6. 前各号のほか、他の組合員及び占

有者に迷惑を及ぼし、不快の念を抱かせ、もしくは危害をおよぼすおそれのある行為をしないこと(以下「迷惑行為禁止条項」という。)」

(以上、争いのない事実)

(4) 被告による猫への餌やり行為等

ア 平成14年5月、被告専有部分の南北側専用庭(以下「被告専用庭」という。)において、猫が6匹の子猫を出産した。

イ その開始時期について争いがあるが、被告は、遅くとも子猫が生まれた平成14年5月には、被告専有部分の北側玄関(以下「被告北側玄関」という。)前や被告専用庭で、猫に対して餌やりをするようになり、以後、猫に対する餌やりを継続している。

ウ 被告は、プラスチック製の容器だけではなく、新聞紙やチラシの上に餌を盛り、

被告北側玄関前や被告専用庭に置いておく方法により、猫に対する餌やりを行つてゐる。

エ 被告は、平成19年11月から、猫用のトイレを被告専用庭に設置した。

オ また、被告は、猫が近寄らないようにするための装置を複数購入して、原告らの一部に配布した。

(以上、争いのない事実)

(5) 猫の数等

ア 被告専用庭で猫が6匹の子猫を出産した後、平成14年5月、本件土地での被告の餌やりに集まつてくる猫の数は、被告専用庭で生まれた猫及びその親猫の計7匹を含めて、少なくとも18匹であつた。

イ 平成15年、近隣で猫に対する餌やりを行つていたCが主導して、本件土地に現れる猫に対して不妊去勢手術を施した。同じく猫に対する餌やりを行つていた被告は、Cからの請求に応じ、その費用の50%程度を負担した(95%を負担した旨の被告の供述は、反対趣旨の甲80に照らし、採用することができない。)。

Cは、平成19年、猫に対する餌やりを止め、猫用のトイレも撤去した。

Cは、平成15年、後記地域猫活動等を

知り、それについての理解を深め、不妊去勢手術等の活動を開始した。

ウ 現在、本件土地に現れる猫は、その具体的な数に争いはあるものの、2匹又は4匹に減少している。

(以上、争いのない事実、甲63、80、

原告A17、被告、弁論の全趣旨)

(6) 原告らと被告の交渉経緯

ア 平成14年11月、原告A12（B-1）が、被告に対し、猫の糞による悪臭、専用庭の植栽の破損、洗濯物の汚れ、ゴミ集積所漁りの被害を訴え、餌やりの停止等の対策を求める書面（甲9）を渡した。

（甲9）

イ 平成15年3月30日、原告A1の定時総会において、被告以外の組合員9名全員が出席し（区分建物の売買があるため、

現在の個人原告らと一致しない。以下、同じ。）、野良猫の繁殖により糞尿による汚染、専用庭の植栽や物品の破損の被害が生じているとして、猫への餌やりを止めるべきことを決議した。

（甲10）

ウ 平成16年1月25日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員は、被告に對し、餌やりの中止を申し入れた。その後、

被告から餌やりを中止する旨の返答があつたが、守られなかつたため、同年3月12日、原告A1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、猫に対する餌やりを停止することを求める第1回目の是正勧告書（甲1-1）を郵便受けに投函して渡した。

（甲11、12の1）

エ 平成17年3月6日、原告A1の定期総会において、被告以外の組合員のうち8名が出席し、上記ウの書面による申入後猫による被害は一時的には減少したが、被告専用庭に猫に入るための段ボール箱が設置され、本件土地内及び近隣地域で餌やりが続けられている事実があり、餌やり問題は終息していないことを確認し、同総会議事録は被告にも回覧された。

（甲12の1・2）

オ 平成18年4月16日、原告A1の総会で、被告以外の組合員のうち8名が出席し、原告A1規約では、本件タウンハウスにおいて動物を飼つてはならないこと、餌やりも飼つてはいることと同じであり、やつてはならないことを確認し、同総会議事録は被告にも回覧された。

（甲13の1・2）

カ 平成18年9月10日、原告A1の

総会で、被告以外の組合員9名全員が出席し、野良猫の糞尿により住環境が悪化したことがあり、野良猫の住み着きの原因である被告の餌やりを即時中止するなど、原告A1規約の履行を求める決議をし、同総会議事録は被告にも回覧された。

同月18日、上記決議に基づき、原告A1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、猫への餌やりを中止することを勧告し、原告A1規約を守れないのであれば、転居すべきである旨の第2回目の是正勧告書（甲1-5）を配達証明郵便で送付した。被告は、いつたんこれを受け取つたが、開封せずに返送してきたため、原告A1及び被告以外の組合員9名は、上記書面のコピーを被告の郵便受けに投函した。

（争いのない事実、甲14の1・2）

キ 平成19年2月25日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員のうち8名が出席し、被告が第2回目の是正勧告後も、餌箱で餌付けをしたり、近隣で餌をまいたり、防寒用の段ボール箱を置いたり、公然と飼育を続けていると現状を認識した上、第3回目の是正勧告書を送つて、原告A1規約を遵守することを求めることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

同月27日、上記決議に基づき、原告A

及び被告以外の組合員9名は、被告に対

し、猫への餌やりを中止することを勧告し、

原告A1規約を守れないのであれば、転居

すべきである旨の第3回目の是正勧告書

(甲19) を配達証明郵便で送付した。しかし、この是正勧告書は、被告が保管期間内に受け取らなかつたため、返却されてきた。

(争いのない事実、甲18の1・2)

ク 同年3月25日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員のうち8名が出席し、第3回目の是正勧告書が受取拒否で返送されてきたことが報告された上、今後の法的手段に訴えた場合に備えて証拠の積み重ねに努めることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

(甲21の1・2)

ケ 同年5月27日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員9名全員が出席し、猫の糞尿とそれに伴う悪臭等により多大な迷惑を被つており、被告に対し猫の飼育を中止するよう求めることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

同日付けで、原告A1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、猫の飼育を中止

することを求める第4回目の是正勧告書(甲23)を送付した。

(争いのない事実、甲22の1・2、23)

コ 同年6月17日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員のうち7名が出席し、猫の糞尿とそれに伴う悪臭等により多大な迷惑を被つており、被告に対し引き続き抗議し、猫の飼育の中止を求める 것을決議した。

(甲24)

サ 同年9月19日、原告A17は、東京都動物愛護相談センター多摩支所に対し、原告A1理事長の立場で、被告の猫に対する餌やりについて、禁止等の指導を電話で要請した。同支所の担当者は、その後数回、被告に対する指導を試みた。

(争いのない事実、甲25)

シ 同年10月14日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員9名全員が出席し、被告の餌やりが継続し、悪質化しているとして、市長及び警察署長に対し、事態改善に関する要望書を提出することを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

同月22日、上記決議に基づき、原告A

1及び被告以外の組合員9名は、市長及び警察署長に対し、被告に餌やりの中止を勧めることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

告すること、餌やりを罰則付きで禁止する条例を新設することを求める要請書(甲27、28)を郵送した。

(甲26、27の1・2、28の1・2)

ス 同年11月16日、市長は、原告A1に対し、(1) 平成14年度に1回、平成19年度に2回、被告に指導を行い、猫の不妊去勢手術が行われ、トイレの設置、糞の清掃等も行われていることから、指導により一定の効果が現れていると認識していること、(2) 被告に猫を管理する意思があるため、猫は飼い猫であると判断しており、市として、餌やりを中止させることはできないこと、(3) 条例の制定は考えていないことを伝える回答書(甲29)を送付した。

(甲29)

セ 同月18日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員のうち8名が出席し、被告が市に対し、猫を飼育していることを自認していることが公的機関の文書で正式に確認されたことの報告を受けた上、猫の飼育を中止すること、それができないのであれば転居することを求める要請文書を送付されることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

同月22日、上記決議に基づき、原告A1及び被告以外の組合員9名は、市長及び警察署長に対し、被告に餌やりの中止を勧めることを決議し、同総会議事録は被告にも回覧された。

同月19日、上記決議に基づき、原告A

1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、上記の内容を伝え、同年12月8日までに回答を求める第5回目の是正勧告書

(甲31)を送付した。

これに対し、被告は、同年12月8日、

「1」愛護の精神から猫に対して餌やりをしていること、「2」飼い猫とは認識していないこと、「3」餌やりによって不快な思いをする人がいることは理解しており、残念に思っていること、「4」解決策として里親を探し、里親が見つかるまでの間、猫の糞尿被害を軽減するための策を講じさせてもらいたいことを書面(甲32)で回答した。

(争いのない事実、甲30、31、32)

ソ 同年12月16日、原告A1の臨時総会に、被告を含む組合員全員が出席し、まず、被告が次の説明をした。

・被告専用庭で子猫が生まれ、放つておいたら死んでしまうため餌を与え、今日に至った。飼っているのではなく、野良猫と認識している。

・本件タウンハウス周辺には以前から猫が20匹ほどおり、Cと費用を出し、去勢等を行った結果、猫の数は3分の1にまで少

なくなつた。

・餌は糞の臭いが少ないものを与えており、臭いは低減されている。

・1か月半前から被告専用庭に猫のトイレを置き、周辺の糞も処理している。

・被告専有部分の屋内では猫を飼っていない(その後のやり取りの中で、屋内の猫の存否については、返事の必要がないと発言内容を変更した)。

・猫の引き取り手を探している。

これに対し、被告以外の組合員9名は、次とおり意見を述べた。

・玄関前、駐車場、専用庭等の至る所に猫が糞をしている。掃除をしてもすぐに糞をされてしまう。

・専用庭に猫が飛び降り、通路に猫が多数おり、恐怖を感じ、不気味に感じている。

・猫の抜け毛が飛来するなどして、非衛生的である。

・フェンスの設置など多額の出費を強いらされている。

・猫が自動車の上に乗り、傷を付けるので、困る。

・猫除けの薬を撒いても、すぐ効果が薄れてしまう。

・被告が近隣に迷惑をかけていることに対し、詫びがないのはいかがなものか。
・今すぐ猫への餌やりをやめてほしい。
も、被告がそもそも餌やりにより増加させたものであり、比較に意味がない。
・糞尿からの臭いは低減されていない。
・猫のトイレの設置は、他の猫を呼び寄せる事になり、好ましくない。
・被告は周辺の猫の糞を処理しているというが、被告が処理していない糞が余りに多すぎるとおり意見を述べた。

最後に、被告以外の組合員9名は、被告による猫への餌やりの中止を求める決議をした。

(争いのない事実、甲33)
タ (ア) 同月22日、原告A1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、猫の飼育や餌やりを直ちに停止すること、それができないのであれば他に転居することを求める第6回目の是正勧告書(甲34)を送付した。

(イ) これに対し、被告は、原告A1に對し、平成20年1月15日、次の内容の回答書(甲35)を送付した。

・被告は、市環境対策課から、「1」猫は命あるものなので、餌を与えてください、

〈2〉 猫トイレは、外から見えるように、玄関にも置いてください、〈3〉糞の回収に努めてくださいとの行政指導を受けたので、それに従つていく。

・他に、被告の考え方で、猫の里親探しの対策を講じる。

・議事録（甲33）中の被告専有部分内で猫を飼っているかの件は、個人の所持品等について質問する権利がないと考えるので、答えなかつただけである。

（争いのない事実、甲35）

チ 同月10日、原告A17は、動物愛護相談センターに対し、原告A1理事長の立場で、被告の猫に対する餌やりについて、どの程度の指導をしてもらえるのかを電話で尋ねた。同支所の担当者は、指導は可能だが、強制力はない旨を説明した。

（争いのない事実、甲25）

ツ 同月20日、原告A1の臨時総会で、被告以外の組合員9名が出席し、前記タ（イ）の被告が市から受けたとする行政指導のうち、市は糞の回収に努めることは指導したが、猫に餌を与えることや猫トイレを置く場所を指導したことはないことを市役所を訪れ確認したことが報告された上、被告に対し、餌やりを直ちに停止すること、

それができないのであれば他に転居することを求める勧告書を送付することを決議した。

た。

同月25日、上記決議に基づき、原告A1及び被告以外の組合員9名は、被告に対し、猫の飼育や餌やりを直ちに停止することを求める第7回目の是正勧告書（甲37）を送付した。

（争いのない事実、甲36）

テ 同年2月13日から18日にかけて、原告A17は、動物愛護相談センターに対し、原告A1理事長の立場で、被告の猫に対する餌やりについて、再度の禁止等の指導を電話で要請した。同支所の担当者は、その後数回、本件土地を訪れて被害状況を確認し、被告に対し、文書や電話で指導を行った。

（争いのない事実、甲25）

ト 同月29日、被告は、原告A1に対し、平成19年12月16日の原告A1の臨時総会（前記ソ）における被告以外の組合員の発言は被告に対する言葉の暴力であり、集団によるいじめであると主張し、平成20年3月2日に開催予定の原告A1の総会（後記ナ）への出席を棄権する旨の連絡を書面（甲42）により行った。

（争いのない事実、甲42）

ナ 同年3月2日、原告A1の臨時総会が開催され、被告以外の組合員のうち7名が出席し、被告による猫の糞尿の始末は不十分なものであり、被害は続いている旨の報告がされた上、この後の対応は、法的手段を含め、弁護士に一任することを決議した。

（甲43）

ニ 弁護士は、被告に対し、同月14日及び同年4月16日の2回にわたり、原告A1の代理人として、猫への餌やりを中止すること、それができないのであれば他に転居すること、それらが行われない場合は法的手段に訴えざるを得ないことを内容証明郵便（甲44、45）で申し入れた。

（争いのない事実）

ヌ その後、同年5月から7月にかけて、弁護士と当初は被告が選任したD弁護士、その後はE弁護士との間で、原告A1は餌やりの中止を求め、被告は里親が見つかるまでの猶予等を求め、書面（甲46～52）による交渉がされたが、合意に至ることはできなかつた。

（争いのない事実）

ネ 同年5月18日、原告A1の総会で、被告以外の組合員のうち8名が集まり、被告を相手方として餌やり行為の差止等の訴訟等を提起すること、その追行権を原告A1の理事長である原告A17に付与することを決議した。

(甲85)

ノ 原告らは、被告を相手方として、同年8月7日、簡易裁判所に対し、被告の餌やり行為の中止等を求める民事調停を申し立て、同年9月5日及び同年10月28日、同裁判所において調停期日が開かれた。

それらの期日で、原告らは、被告の猫に対する餌やり行為について、期限を切るなどの提案をしたが、被告が拒否したことなどから、上記民事調停は、調停不調により終了した。

(争いのない事実)

2 爭点

(1) 被告の猫に対する餌やり行為が、動物飼育禁止条項又は迷惑行為禁止条項に違反するか。

(2) 被告の猫に対する餌やり行為が、区分所有者の共同の利益に反する行為(区分所有法6条1項)に当たるか。

(3) 被告の猫に対する餌やり行為が、

受忍限度を超え、個人原告らの人格権を侵害するか。また、原告らに対する不法行為を構成するか。

(4) 原告らの損害額

3 争点(1)(動物飼育禁止条項等違反)についての当事者の主張

(原告らの主張)

(1) 猫の飼育

ア (ア) 被告は、平成5年ころ、本件土地上で、猫に対する餌やりを開始し、以後、餌やりを続けてきた。

(イ) 猫は見ず知らずの場所で出産することはないから、被告が平成14年5月以前から餌やりをしていた猫が、安心できる被告専用庭で出産したものである。

エ 被告は、餌やり行為に加え、被告専用庭等に、猫のために段ボール箱等を置いている。

ウ 被告は、被告専有部分の屋内で、白色の猫を飼育している。

エ このように、被告は、被告専有部分の屋内で白色の猫を、同屋外で2匹又は4匹の猫を、飼育している。

(2) 餌やり行為による被害

ア (ア) 被告の猫に対する餌やり行為により、多数の猫が本件土地に集まり、と

ころ構わず排便放尿をするため、本件土地内やその周辺の至る所に排便の跡がある。

(イ) 猫は、アスファルトやコンクリート上にも排便放尿をする。

イ 猫の排便放尿により、蠅がたかつたり、異臭がしたり、個人原告らの専用庭の芝が枯れるなどの被害が生じている。

ウ 猫が個人原告らの駐車場にある自動車のボンネットや屋根に上り、ひっかくことにより、傷が付けられる被害が生じている。

エ 猫のさかりの時期などには、うなり声やうめき声の騒音があり、また、夜間などは、猫的眼光の薄気味悪さから、恐怖感を感じる。

オ 集まつた猫がゴミ集積所のゴミを漁り、ゴミが散逸するなど、不衛生な状態が生じている。

カ 猫の抜け毛が玄関先等の吹きだまりに集まるなど、不潔である。

キ 猫との接触等により、細菌感染等の危険が存在する。

ク 個人原告らは、本件土地に集まつてくる猫が専用庭に侵入したり、糞をしないように、専用庭にネットフェンスを設置したり、棘付きマットを敷くなどの対策を

執つており、そのための費用を支出している。

ケ 食べ残された餌にカラスが集まり、餌を置いていた新聞紙やチラシが風に舞うなどして散らかる被害が生じていて。

コ 以上は、被告の餌やり行為により集まってきた猫による被害である。

(3) 餌やりに当たつての配慮及び被告の餌やり行為の趣旨等

ア (ア) 後記被告の主張 (3) ア (イ) は否認する。

(イ) 同 (3) ア (ウ) は認める。

ただし、設置されたトイレは、その役割を果たしていない。

(ウ) 同 (3) ア (エ) は否認する。

本件土地内に数多くの糞があることからすると、被告が主張する糞のパトロールの回数は疑わしい。

(エ) 同 (3) ア (カ) は否認する。

実際に里子に出したのであれば、里親を明示して立証すべきである。

イ 同 (3) イは否認する。

ウ 同 (3) ウは明らかに争わない。ただし、原告らは、餌やりを続けるのであれば転居すべきことを提案した。

(4) 現在の猫の数

現在、本件土地に集まつてくる猫の数は、一時期よりも減少しているが、少なくとも

4匹存在する。

(5) 地域猫活動

後記被告の主張 (5) は明らかに争わない。

(6) まとめ

ア 以上の事実からすると、被告専有部分の屋内での白色の猫に対する餌やり行為は、動物飼育禁止条項に違反する。

イ 屋外での4匹の猫に対する餌やり行為は、飼育に当たる程度に達しており、動物飼育禁止条項に違反し、少なくとも迷惑行為禁止条項に違反する。

(被告の主張)

(1) 猫の飼育

ア 原告らの主張 (1) アは否認する。

被告は、平成14年5月に被告専用庭で猫が6匹の子猫を出産したことをきっかけとして、餌やりを開始した。

イ 同 (1) イは明らかに争わない。

ウ 同 (1) ウは否認する。

エ 同 (1) エは否認する。

(2) 餌やり行為による被害

ア 原告らの主張 (2) アは否認する。

が猫のものとは限らない。

また、猫は、その習性上、アスファルトやコンクリート上で排便放尿することはない。

イ 同 (2) イは否認する。

ウ 同 (2) ウは否認する。

エ 同 (2) エは否認する。

不妊去勢手術を受けた猫が、さかりの時期などにうなり声やうめき声を上げることはない。

オ 同 (2) オは否認する。

カ 同 (2) カは否認する。

キ 同 (2) キは否認する。

ク 同 (2) クは明らかに争わない。

ケ 同 (2) ケは否認する。

コ 同 (2) コは否認する。

本件タウンハウス周辺には被告が餌やりをしている猫以外の飼い猫なども存在するところ、原告ら主張の被害が被告の餌やり行為に起因することの立証はない。

(3) 餌やりに当たつての配慮及び被告の餌やり行為の趣旨等

ア 被告は、猫に対する餌やりに際して、次のこと配慮した。

(ア) 被告は、本件土地に現れる猫に対して、Cと協力して、不妊去勢手術を受け

させ、その費用を負担した（争いのない事実等（5）イ）。

（イ）被告は、猫に与える餌を、できるだけ糞尿のにおいを抑えるものにした。

（ウ）被告は、平成19年11月から、猫用のトイレを被告専用庭や被告北側玄関前に設置した。

（エ）被告は、平成19年11月から、1日に数回、本件土地のパトロールを行い、動物の糞を発見した場合には、すべて清掃している。

（オ）被告は、猫が近寄らないようにするための装置を複数購入して、原告らの一部に配布した（争いのない事実等（4）オ）。

（カ）被告は、猫の里親探しの取組をし、1匹の猫を里親に出した。

イ 被告が上記アの配慮の下に猫に対して餌やり行為を行ったのは、動物愛護の精神に基づくものであり、後記（5）の地域猫活動の取組とその趣旨を同じくするものであって、猫が好きであるという自らの欲求を満たすために周囲の迷惑を顧みず行動したものではない。

ウ 他方、原告らは、被告に対して猫への餌やりの中止を求めたが、それに代わり得る代替案を提示したことはない。

（4）現在の猫の数

原告らの主張（4）は否認する。

本件土地に集まる猫の数は、現在は2匹にまで減つており、被告が現在餌やりをしている猫は、この2匹である。

（5）地域猫活動

地域猫活動とは、野良猫を単に放置するのではなく、地域住民が協力して適正に管理する、すなわち、不妊去勢手術を施し、ルールを作つて餌を与え、掃除等を行うことにより、猫の命を大切にしながら、ゴミ集積所荒らしや無制限な増殖といった野良猫問題の拡大を防ぎ、地域住民と地域の猫がうまく共存していくこうという取組である。

（被告の主張）
原告らの主張は否認する。
被告の猫に対する餌やり行為は、区分所有法6条1項の共同の利益に反する行為に当たる。

（原告らの主張）
前記3（原告らの主張）の事実によれば、被告の猫に対する餌やり行為は、区分所有法6条1項の共同の利益に反する行為に当たる。

（被告の主張）
原告らの主張は否認する。

5 爭点（3）（人格権侵害、不法行為の成否）についての当事者の主張

（原告らの主張）

（1）前記3（原告らの主張）の事実によれば、被告の餌やり行為は、個人原告らに対する人格権侵害であり、かつ、原告らに対する不法行為を構成する。

（2）ア 後記被告の主張（2）は否認する。

イ 同（6）イは否認する。
原告らの主張は、被告の餌やり行為は、個人原告らに対する人格権侵害であり、かつ、原告らに対する不法行為を構成する。

（1）前記3（原告らの主張）の事実によれば、被告の餌やり行為は、個人原告らに対する人格権侵害であり、かつ、原告らに対する不法行為を構成する。

（2）ア 後記被告の主張（2）は否認する。

イ 地域猫活動の概念は、原告A1規約や区分所有法6条1項に優先する法的効力を有するものではない。

ウ さらに、地域猫活動では、地域住民の協議や目標の設定、地域住民への周知、

被告の餌やり行為が違法であるということはできないから、迷惑行為禁止条項にも違反しない。

4 爭点（2）（区分所有者の共同の利益に反する行為）についての当事者の主張（原告らの主張）

前記3（原告らの主張）の事実によれば、被告の猫に対する餌やり行為は、区分所有法6条1項の共同の利益に反する行為に当たる。

合意形成、ルールの策定など取組の順序が必要であるところ、被告は、これらの取組を何ら履践していない。

(被告の主張)

(1) 原告らの主張(1)は否認する。

(2) ア 前記3(被告の主張)の事実からすると、被告の餌やり行為によって被害が生じたとしても、受忍限度を超えるものではない。

イ すなわち、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)44条2項、良好な生活環境の確保に関する条例、地域猫活動の趣旨に照らすと、野良猫に対する餌やりの違法性を判断するに当たっては、次の各要素を検討すべきである。

(ア) 餌やり行為の意図が動物愛護法の趣旨に基づくものかどうか。

(イ) 野良猫を適正に管理し、無制限な増殖や被害を防ぐという目的を有するかどうか。

(ウ) 野良猫の管理について、継続して、一定の準則の下に管理する意思があつたかどうか。

(エ) 野良猫の管理について、餌やりの方法や不妊去勢手術の実施等、相当な方法

が採られたどうか。

(オ) 野良猫の管理の結果、野良猫の数が減少したかどうか。

(カ) 野良猫の糞尿被害やゴミ集積所での被害がどの程度のもので、その地域の生活環境が不良状態に至ったかどうか。

(キ) 猫への餌やり行為に反対する当事者が、餌やり行為に代わる何らかの代替案を検討したかどうか。

(ク) 猫への餌やり行為に反対する当事者が、里親を探すなど代替的手段について協力をしたかどうか。

(ケ) 猫への餌やり行為に反対する当事者が、代替的手段について協力しなかつたとしても、餌やりをしている者に対して、何らかの代替的手段を提案し、その実行を求めたかどうか。

ウ 前記3(被告の主張)で述べた被告の餌やり行為の態様からすると、被告の餌やり行為は、個人原告らの人格権を侵害するものではなく、原告らに対して不法行為を構成するものでもない。

6 爭点(4)(原告らの損害額)についての当事者の主張

(原告らの主張)

(1) 慶謝料

ア 個人原告らは、被告の餌やり行為により生じた様々な被害により、多大な精神的苦痛を被った。

イ それを慰謝する慰謝料額は、個人原告らそれぞれにつき30万円を下らない。

(2) 弁護士費用

ア 原告らは、平成20年8月6日、関弁護士に対し、本訴の提起及び追行を委任し、別紙請求債権目録「弁護士費用」欄記載の着手金及び報酬金を支払うことを約した。

イ これらは、被告の餌やり行為と相当因果関係を有する損害である。

(被告の主張)

(1) 慶謝料

原告らの主張(1)は否認する。

(2) 弁護士費用

同(2)のうち、アは不知、イは否認する。

第3 爭点に対する判断

1 認定事実

各項に掲記の証拠によると、次の事実が認められる。

(1) 猫の飼育及び猫の数

ア (ア) 被告は、平成5年ころ、猫に

対する餌やりを開始し、以後、餌やりを続けていた。

(甲69、73の1、78、原告A17)

(イ) 被告は、餌やりを開始したのは、被告専用庭で6匹の子猫が生まれた平成14年5月である旨主張し、それに沿う供述をする。まず、後記ウのとおり、被告が、猫の命を守るためとの思い込みによるとはいえ、屋内での猫の飼育という明白な事実について虚偽の供述をする姿勢は、他の点についての被告の供述の信用性についても影響を与えるものというべきであり、その信用性を厳格に判断していく必要がある。

さらに、平成14年には、本件土地に現れる猫の数が既に18匹に達していたこと（争いのない事実等）(5)ア)や、猫が見ず知らずの場所で出産することは少ないところ（弁論の全趣旨）、猫が被告専用庭で出産したことに照らすと、平成14年5月の猫の出産以前に、被告の餌やりにより本件土地に複数の猫が現れる状況にあつたと考える方が自然であり、上記被告の主張は採用することができない。

イ 被告は、平成14年5月に生まれた子猫6匹につき、親猫に頼られ、自分が引き受けざるを得ないと感じ、子猫を里子に

出すことは考えずに（被告本人尋問調書20頁）、以後、餌やりはもちろん、猫が凍死しないように、被告専用庭や被告北側玄関前に、猫のための段ボール箱やバスタオルを置いている。

(明らかに争わない事実、甲5の5の1、5の8の1、54の6、70の4、被告)

ウ(ア) 被告は、被告専有部分の屋内で、白色の猫を飼育している。

(甲65、原告A17)

(イ) これに反する被告の主張及びそれに沿う被告の供述は、上記(ア)に掲げた証拠や被告の原告A1の総会における説明の不自然な変遷の事実（争いのない事実等）(5)ソ)に照らし、到底採用することができない。

エ(ア) 現在、被告の餌やり行為により本件土地に現れる猫は、白黒の猫1匹、焦げ茶色の猫1匹、黄色と茶色の猫2匹の合計4匹である。白黒の猫1匹、焦げ茶色の猫1匹は、比較的被告専用庭にいることが多く、黄色と茶色の猫2匹は、比較的被告北側玄関で餌やりを受けることが多い。

(2) 餌やり行為による被害

ア糞尿

(ア) 本件土地では、原告らが写真による記録化を開始した平成19年12月以後においても、通路や専用庭に、被告が餌や

73の2、81の2及び4~6、81の7の1・2、原告A17、原告A2)

(イ) 被告は、被告が現在も餌やりをしている猫は2匹である旨主張し、それに沿う供述をするが、甲81の7の2によれば、被告本人尋問終了後である平成21年12月19日以降においても、4匹の猫を被告専用庭や被告北側玄関付近で確認することができ、里親の点も、どの猫をどこの里親に預けたのかにつき具体的な立証がないから、採用することができない。

オ 以上からすると、被告は、被告専有部分の屋内で、白色の猫を飼育し、さらに、本件土地上の屋外で、4匹の猫に対し、単に餌やりをしているのにとどまらず、被告専用庭等に段ボール箱等を用意して住みかを提供しているものであるから、これらの猫を飼育しているものと認めるべきである。以前の屋外での猫への餌やりについては、飼育の程度に達していないものもあつたものと認められる。

りをしている猫によつて数多くの糞がされている状況にある。

(イ) 猫による尿については、写真による記録化が困難であるところ、上記のよう多くのが糞がされていることからすると、本件土地において、同様に、猫による放尿がされていることが推認される。

(ウ) これらの糞尿により、個人原告らは、糞に蠅がたかつたり、糞尿による異臭がし、洗濯物にもその臭いが付いたり、専用庭の芝が枯れたりの被害を受け、見つけた糞の始末をすることを余儀なくされてい

る。

(以上、甲5の1、5の2の1・2、5の3の1・2、5の4、5の5の1・2、5の6の1・2、5の7の1・2、5の8の1・2、5の9の1・2、6、9、54の1、54の2の1・2、6、9、54の3・4、57・63、65、6の2、54の3・4、58・60、62、63、68の8、70の4・5、72、81の4・5、原告A2、原告A17、被告)

イ ゴミの散乱等

餌やりに集まってきた猫が、収集時間外に出されたゴミ集積所のゴミ袋を荒らし、

(エ) 被告は、本件土地にある糞について、猫がコンクリートやアスファルトの上では糞をしないという猫の習性等を根拠に、多くの糞について猫の糞でない可能性があるとか、他の猫による糞の可能性があ

る旨主張し、証人E及び被告は、それに沿う供述をしている。

しかしながら、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われ、糞を土等で覆うことが困難な都市部では、猫がコンクリート等の上で糞をすることは何ら不自然なことではないし（甲7-1の1、7-8、弁論の全趣旨）、本件土地が東側でのみ道路に面しており、北側、南側、西側では隣家の敷地と接しており、本件土地内を通り抜けることはできず、本件土地と東側の道路との間には10cmほどの段差があり、

本件土地内に散歩中の犬が入つてくることは考え難いこと（争いのない事実等（2）イ、甲7-8、原告A17）からすると、上記（ア）の本件土地の通路や専用庭にある糞の大部分は猫のものであると認められ、さらに、

猫の縄張りの習性を考慮すると、それらの大部分は被告が餌やりを行つている猫によるものと認められ、上記被告の主張は採用することができない。

エ ホモ

猫の抜け毛が玄関先等の吹きだまりに集まり、不衛生な状態となる被害が生じている。

（甲6、62、63、70の6、原告A2、原告A17）

を置いていた新聞紙やチラシが風に舞うなどして散らかる被害が生じている。また、集まつたカラスが騒音源となつていて、被告は、現在、本件土地で、原則として、夜に1回のみ餌やりを行つていて。

（甲5の5の1・2、5の6の1、5の7の2、5の8の1、6、9、54の2の2、54の3・4、58・60、62、63、68の8、70の4・5、72、81の4・5、原告A2、原告A17、被告）

ウ 自動車

また、本件土地に現れる猫が、本件土地の駐車場に駐車してある原告A15の自動車の屋根やボンネット、他の居住者のバイクに上ることによって、自動車等に傷が付くなどの被害が生じている。

（甲5-4の5、58、62、70の6、81の5・6、81の7の1）

オ 騒音

（ア） 猫のうなり声がしたり、夜間など餌やりで残つた餌にカラスが集まり、餌

は、猫の眼光の薄気味悪さから、恐怖感を感じる。

(甲6、58～60、原告A17)

(イ) ただし、後記(4)イ(ア)dのとおり、不妊去勢手術を受けた猫においては、このようなことが少なくなるから、不妊手術がされた平成15年(争いのない事実等)(5)イ以降については、うなり声等による被害は、格段に減少していると推認される。

カ 物品の破損

専用庭に飛び降りて侵入してくる猫により、庭木や植木鉢等が壊されたりする被害が生じている。

(甲5の6の1・2、6、60)

キ 猫除けの設備

このように、本件土地に現れる猫が専用

庭に侵入したり、糞をしないように、個人

原告らは、各専用庭の周りにネットフェンスを設置したり、猫除けセンサーを設置したり、棘付きマットを敷いたりなどの対策を探り、そのための費用を支出している。設置したネットフェンス等も、猫により破損されている。

(明らかに争わない事実、甲6、9、81の7の1、82、原告A17)

ク 共通感染症

後記(4)ア(イ)cのとおり、猫と人の共通感染症があり、本件土地に猫が存在することにより、個人原告らには、共通感染症に感染するリスクが高まるが、個人原告についてそのようなリスクが顕在化したことの立証はない。

ケ 被害状況の経年変化

(ア) 本件土地に現れる猫の数が最も多かったのが平成14年であり、その後猫の数が減少していること(争いのない事実等)(5)からすると、上記アのとおり糞の記録化が開始された平成19年12月以前においては、ほぼ猫の数の多さに比例して、より多くの糞尿がされたり、上記各種の被害がもつと深刻であつたことが推認される。

(甲5の6の1・2、6、60)

(イ) 本件土地で見られる糞尿については、猫の数の減少及び不妊去勢手術の効果(後記(3)イ、(4)イ(ア)d)に加え、平成19年11月以後、猫のトイレの設置や猫の糞のパトロール(後記(3)エ、オ)がされるようになつたため、猫の数の減少によるもの以上に減少している。

(甲7-2、原告A2、原告A17、弁論の全趣旨)

(3) 被告の行った対策

ア 被告は、猫に対する餌やりに当たり、当初から地域猫活動の趣旨に沿った行動をしていたものではなく、家族と共に、本件土地やその周辺で、付近住民に隠れて餌やりを行い、残つた餌や糞尿に対する配慮を十分していなかつた。被告及びその家族は、本件土地の周辺で、最近でもそのような餌やりを行つていた。

(甲8、56、58、69、原告A17)
イ 被告は、本件土地に現れる猫に対して、Cと協力して、不妊去勢手術を受けさせ、その費用を負担した。

(争いのない事実等)(5)イ

ウ 被告は、猫に与える餌をできるだけ糞尿のにおいを抑えるものにしている。

しかし、個人原告らがその効果を実感するほどの効果は上げていない。

(乙10、被告、弁論の全趣旨)

エ 被告は、平成19年11月から、被告専用庭や被告専有部分の北側玄関付近に、最大時で4個の猫用のトイレを設置し、現在は、2個を被告専用庭に設置し、2日に1回程度砂を取り替えている。

(争いのない事実、乙10、被告)
オ 被告は、平成19年11月から、1

日に数回、本件土地のパトロールを行い、発見した動物の糞を清掃している。それ以前に、糞のパトロールと呼べるほどの被告の活動があつたことを認めるに足りる証拠はない（被告自身、原告らにも知らせて行動したのは、本人尋問の2年くらい前からである旨供述している。）。

また、パトロールの回数も、被告が供述する処理した糞の数からすると、被告が主張するほどには多くはないと認められる。糞のパトロールの効果については、立場の違いにより評価が分かれるが、ある程度の効果はあると認められるものの、当然、個人原告らの専用庭での糞を減らすことはできない。

（甲73の2、乙10、原告A17、被告カ　被告は、猫が近寄らないようにするための装置を複数購入して、原告らの一部に配布したことがある。）

（争いのない事実等（4）オ）

キ　被告は、里親探しに努めてきたと主張する。その点を否定する証拠はないが、成猫の里親を探することは困難であると考えられるし、実際に里親を探すことはできなかつたものである（1匹を里子に出した旨の被告の供述が信用できないことは、前記

（1）エ（イ）のとおりである。）。

ク　被告は、野良猫に餌やりを行えばそこの点は、被告の主觀によつてではなく、被告の行動全体を見て客観的に判断すべき事項である。

（乙2、10、被告、弁論の全趣旨）

ケ　原告らは、被告に対して猫への餌やりの中止を求めたが、被告が被告区分建物に居住したままでそれに代わり得る代替案を提示したことはない。しかし、餌やりを続けたいのであれば、一戸建てへ転居の上を行うべきであるという解決案は示している。

（争いのない事実等（6）カ、キ、タ、ツ、

二、争いのない事実）

（4）地域猫活動

ア　国及び都の施策の変遷等

地域猫活動の適切な位置付けを知るために必要な限度で、国及び都の施策の変遷等について検討する。併せて、望ましい猫の飼い方や地域猫活動がされなかつた場合に

生じる状況についても検討する。

（ア）近年、少子高齢化、核家族化等の進展に伴い、動物は家族の一員、人生のパートナーとして、ますます重要な位置づけている。幼少時に動物と接することは、生命尊重や情操をはぐくむ上で、とても重要なことである。

都の動物愛護行政の変遷をたどれば、平成4年からの時期は、動物飼養への指向が広がる一方で、動物の虐待や不適正な飼養による近隣トラブルが顕在化してきたため、犬のしつけの徹底など動物飼養をより適正なものにし、人と動物とのより良い関係づくりを進めていくことが社会的に求められてきた。都は、平成10年、猫に関する様々な問題を解決するため、「猫の適正飼育推進策」について、都動物愛護保護管理審議会での審議、答申を踏まえた取組を開始した。

平成11年、動物愛護法の改正が行われ、特に動物は命あるものであるとの再認識や動物への理解とともに、周辺環境への配慮など飼い主等の責務が強化された。また、平成14年、都動物の愛護及び管理に関する条例（この名称は、改正後のものである。）の改正を行い、動物愛護施策の推進に当

たっては、広く愛護関係団体や都民などと協力して推進していくことになり、現在に至っている。

都は、平成16年3月、同条例3条に基づき、「都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）」を策定した。

同計画によれば、区市町村の地域に応じた取組の実施例として、飼い猫の不妊・去勢措置及び屋内飼養の普及啓発が挙げられ、「行政と地域社会との連携」中の「地域の問題解決能力の向上」の項で、都は、区市町村や地域住民の主催する適正飼養講習会への講師派遣等を通じて、地域の実情に合わせた飼い方等適正飼養の向上を図ることも、これまでの問題解決事例の蓄積を生かし、区市町村に協力して地域の問題解決能力の向上を促進し、さらに、地域住民によって組織された動物愛護団体の活動を、区市町村と共に支援・協力しながら動物愛護を推進していくこととしている。

さらに、「飼い主のいない猫との共生支援事業」の項で、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」は、地域住民が主体となり、経験と専門知識を有するボランティア、区市町村及び東京都との協働により飼い主のいない猫によるトラブルの解決を図

る活動であり、事業に対する理解が確実に浸透しつつあり、今後は、モデルプランの実施結果に基づき、具体的な解決策を取ります。

a 一般原則

（イ）「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号。最終改正は、平成19年11月12日環境省告示第104号）は、次のとおり定めている。

所有者等は、・・・家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、・・・正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

d ねこの飼養及び保管に関する基準
この所有者等は、・・・ねこの屋内飼養に努めること。

所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもつて飼養及び保管に努めること。
b 共通基準

所有者等は、自らが飼養及び管理する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること。

所有者は、・・・原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術・・・等に対する不妊去勢措置等の支援の検討など、技術的、専門的支援を推進していくこと。

c 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

所有者等は、・・・家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、・・・正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

d ねこの飼養及び保管に関する基準
この所有者等は、・・・ねこの屋内飼養に努めること。

屋内飼養以外の方法により使用する場合にあっては、・・・頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのな

いように努めること。

ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めるこ

と
イ 地域猫活動
(ア) 地域猫活動は、次のようなものと理解することができる。

a 確かに、ある場所で野良猫に餌やりを行えば、野良猫は、その場所に居着き、排泄し、繁殖する。

b しかし、野良猫の問題は、飼い主である人間が身勝手に飼い猫を捨てたことによって発生した問題である。
都市部の野良猫に餌やりを行わずに放置すれば、ゴミ集積所等を荒らすようになり、また、雌猫は年に3、4回妊娠し、1回に4ないし6匹を産むから、どんどんその数が増えていく結果になる。

野良猫を毒餌を撒くような方法で殺すこ

とは、動物愛護法に違反し、動物愛護相談センター等での致死処分は、本来、動物愛護の精神に反するから、数を減少させていくことが望ましい。

野良猫を捕まえて他の地域に持つていて捨てれば、その地域の問題はとりあえず解決するが、他の地域に迷惑をかけるし、他の地域も同じことを始めれば、結局は押し付け合いの地域エゴに陥ってしまう。

c この問題を解決するには、猫に不妊去勢手術を行い、餌やりや猫のトイレを適切に管理し、猫の一代限りの命を尊重しながら時間かけて野良猫の総数を減らしていく必要がある。野良猫は、暑さ寒さだけでなく、交通事故や感染症の危険にさらされるなど厳しい環境の中で生きているから、その平均寿命は4年程度である。

d 不妊去勢手術を行うことにより、地域の野良猫はそれ以上増えていくことがなくなるだけでなく、雄同士のけんかによる騒音、マーキングのためのおしつこのふりまきによる悪臭、及びさかりの時期の騒音を減少させることができる。

e 猫への餌やりに当たつては、カラスや虫がたかつて不衛生になることを防ぐため、餌を置きっぱなしにせず、餌を与える。

終わったらすぐに容器を片付ける必要がある。

多くの猫が1箇所に集まり、被害を生じさせる場合は、餌やりをする場所をいくつかに分散して、猫の集中を避ける必要がある。

f 野良猫用のトイレを作ることで、糞が1箇所に集まり、清掃もしやすく、臭いがあちこちに散らばることを防ぐことができる。

g 餌やりやトイレの設置は、協力者の家の敷地や管理者の了解を得た上で公共の場所で行うことになる。

h 以上の方法により、地域に対する被害を可能な限り少なくすることができますが、猫が屋外で生活すること自体は変えられないから、被害を完全に零とすることはできない。

i 地域の住民は、猫に対して様々な意見を有するから、地域猫活動は、自治会活動や住民へのPRにより、地域の共通理解を図りながら行っていく必要がある。

j 捨て猫は、新たな野良猫を発生させ、地域猫活動の効果を減じるものであるから、ポスターの掲示、町内パトロールなどにより防止する必要がある。

(イ) 「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック」(乙1)は、地域住民が各地域での問題解決に乗り出す際の参考になるように、前記「東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）」に記載された「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」事業で行われた取組の状況を取りまとめたものである。

(以上、裁判所に顕著な事実、明らかに争わない事実、乙1、7、9、証人E)

ウ 動物愛護法の解釈

動物愛護法44条2項は、「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。」と規定しているが、野良猫に対する餌やり行為を中止しても、この条項に違反することはない。ただし、当該猫が飼い猫の程度に至った場合には、この条項に違反することになる。

(甲64、弁論の全趣旨)

工 良好な生活環境の確保に関する条例
(ア) 良好な生活環境の確保に関する条例(平成20年12月17日荒川区条例第23号)は、次のとおり規定している。

a 5条

区民等は、自ら所有せず、かつ、占有しない動物にえさを与えることにより、給餌による不良状態を生じさせてはならない。

b 8条

1項 区長は、第5条の規定に違反して給餌による不良状態を生じさせた・・・違反者・・・に対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、除去するためには必要な限度において、当該不良状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2項 区長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、そのものに対し、期限を定めて、・・・当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

c 14条

第8条第2項の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

d その他

他に、代執行(10条)及び違反者の公示表(11条)についての規定がある。

(甲55)

(イ) 同条例は、餌やりそのものを禁止するものではなく、餌やりによる地域の生

活環境を不良状態にすることを禁止するものであり、地域猫活動を支援するものではあっても、同活動を禁止するものではないと説明されている。

(乙4、5)

2 爭点(1)(動物飼育禁止条項等違反)及び争点(3)(人格権侵害の成否)について

(1) 白色の猫1匹の屋内飼育

ア (ア) 原告A1の動物飼育禁止条項は、一律に動物の飼育を禁止しているものではなく、「他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある」動物を飼育しないことと定めているものではあるが、このような限定は、小鳥や金魚の飼育を許す趣旨は含んでいるとしても、小型犬や猫の飼育を許す趣旨も含むものとは認められない。

(イ) 確かに、前記1(4)アのとおり、動物は家族の一員、人生のパートナーとしてますます重要な立場となっている時代趨勢にあるが、他方、区分所有法の対象となるマンション等には、アレルギーを有する人も居住し、前記1(4)ア(イ)cのとおり、人と動物の共通感染症に対する配慮も必要な時代であるから、時代の趨勢に合わせて犬や猫の飼育を認めるようによることは、

マンション等の規約の改正を通じて行われるべきである。

イ したがって、白色の猫1匹の屋内飼育であつても、動物飼育禁止条項に違反するとの認められる。

(2) 屋外での餌やり

ア 前記1(1)のとおり、屋外での4匹の猫への餌やりは、段ボール箱等の提供を伴つて住みかを提供する飼育の域に達しており、前記1(2)のとおり、それらの猫は個人原告らに対し様々な被害を及ぼしているから、動物飼育禁止条項に違反するものといわなければならない。

以前の屋外での猫への餌やりのうち、飼育の程度に達していないものの餌やりは、迷惑行為禁止条項に違反するものといわなければならない。

(3) 人格権侵害

ア 現時点での白色の猫1匹の屋内飼育が、個人原告らの人格権を侵害すると認めることはできない。

イ 乙1-1として提出された本件に関心を持たれた方々の意見は、人としての良識に裏打ちされたものであり、当裁判所が地域猫活動等について理解を深め、本件での結論を考えるに当たつて大変役立つた。

しかし、本件での問題は、区分所有法の適用があり、猫を含む動物の飼育を禁じる規約を有するタウンハウスにおける猫の飼育又は餌やりの問題である。

最近の分譲マンションには、規約で犬や猫の飼育を認めるものと認めないものが存在しており、犬や猫を飼いたい人は飼育を認めるマンションを選び、犬や猫が苦手な人やアレルギーのある人は飼育を認めないマンションを選んで居住することによつて、居住者の愛護動物を飼う権利と愛護動物を避けて生活する権利との調整がされてゐる。そして、現在の法秩序の下では、規約で猫等の飼育を認めなかつたり、マンション敷地での野良猫に対する餌やりを禁止したりすることが公序良俗に反し無効であるなどと解することはできないものである。

しかし、野良猫に餌やりを行えばそれらの猫はその場所に居着いてしまうことを知つていたのに（前記1(3)ク、(4)イ(ア)a）、被告は、平成14年11月ころ、原告A-12から糞の被害等の申告を受け改善を求められた以降（争いのない事実等（6）ア）、Cの主導により猫の不妊去勢手術の費用を負担し（同(5)イ）、餌の選択、猫除けの装置の配布、里親探しを行つたとはい（前記1(3)ウ、カ、キ）、各戸が壁を共有して接しており、一戸建て住宅が並んでいる住宅地における場合以上に話し合いが求められる本件タウンハウスにおいて（この点は、不法行為の成否の判

減少し（前記1(1)エ、(3)イ）、個人原告らが被つていた各種被害も、猫の数の減少、不妊去勢手術の効果、猫のトイレの設置及び被告による猫の糞のパトロールにより、減少しているものであり（前記1(2)キ）、しかも、これらの被告の行動は、猫の一代限りの命を尊重し、餌やりの工夫や猫のトイレの設置により被害を減少させるよう努めながら、数年かけて野良猫の総数を減らしていくこうという地域猫活動の趣旨に、一定程度沿つたものであることは認められる。

しかし、現時点での猫4匹の屋外飼育は、個人原告らの人格権を侵害し、以前の屋外での猫への餌やり行為も、飼育の程度に達していないものを含め、個人原告らの人格権を侵害するものであつたと認められる。

確かに、猫の数は、被告も費用を負担した不妊去勢手術の効果として、4匹にまで

断においても、地域性として考慮すべきである。）、最も合意の形成に努めるべき個人原告らとの話し合いの最大の機会である原告A-1の総会のほとんどを欠席し（争いの曜日の総会に出席できないのであれば、他の曜日に話し合いの機会を持つことを提案すべきであった。）、平成19年1-1月に、地域猫活動で重要なわれている糞のパトロール及び猫用のトイレの設置を開始したものの（前記1（3）エ、オ）、被告が行っている4匹の猫への餌やりは、住みかまで提供する飼育の域に達しているのに（前記1（1）オ）、被告北側玄関に現れることが多い猫2匹についてのトイレの配慮が十分でなく、糞のパトロールの回数も不十分であることに加え、餌やりの点でも、風で飛んでしまう可能性のある新聞紙等を使用する方法や餌やり終了後の始末が遅い点で更に改善を要する点があるなど、猫への餌やりによる個人原告らに対する被害は依然として続いているものであり、現時点での活動であつても、受忍限度を超え、個人原告らの人格権を侵害するものと認められ

ア 原告A1の差止請求については、原告A1規約違反に基づき、本件土地及び被告専有部分内において、猫に餌を与えてはならないことを認容すべきである。

の4匹の飼育以外の猫への餌やり行為を含む。)は、現在に至るまで、受忍限度を超える違法なものであり、故意過失に欠けるところもないと認められる。

(2) 原告A 1

1 (4) ウ)、主文第1項で命じていることは、飼い猫の域に達している猫については、本件土地及び被告区分建物内での猫の飼育をしてはならないことを命じているものである。

イ 個人原告らの差止請求は、人格権侵害に基づき、本件土地において、猫に餌を与えてはならないことを求める限度で認容すべきである。主文第2項で命じていることも、飼い猫の域に達している猫については、本件土地での猫の飼育をしてはならないことを命じているものである。

争いのない事実等（6）（原告らと被告との交渉経緯）並びに前記1（1）ないし（3）に認定の事実によれば、被告は、原告A1及び個人原告らの再三にわたる飼育及び餌やりの中止の申入れを拒否して、猫の飼育及び餌やりを継続し、その結果、原告A1は、後記4（1）イ（ア）のとおり、関弁護士に委任して本訴を提起せざるを得なかつたものであり、被告のこのような行為は、原告A1に対する不法行為を構成するものというべきである。地域猫活動の理念等から、原告A1との関係で不法行為が成立しないと解することができないことは、前記2（2）での説示と同旨である。

ア 前記2(3)イに説示した事情によ

二七

活動であっても、受忍限度を超える個人原告の人格権を侵害するものと認められる。

ア 前記2(3)イに説示した事情によれば、被告の餌やり行為(屋内飼育の白色の1匹の猫への餌やり行為を除くが、現在

二二

(ア) 慰謝料額の算定に当たっては、前記1(2)の個人原告らが受けた被害を十分考慮する必要がある。

他方、被告に、地域猫活動の要点についての理解不足により至らない点が多くあり、個人原告らとの対話不足があつたといえ、被告の行動が、猫の命を尊重するという動物愛護の精神に基づき、少しずつ地域猫活動の理念に沿うものになってきたこと並びに被害の程度が減少してきたことも、併せ考慮すべきである。

(イ) 上記(ア)の事情に、各個人原告の被告専有部分との距離関係(概して、B棟の居住者の方がA棟の居住者よりも被害が大きいと認められる。)、居住歴(原告A9らは、居住時間が短いから、他の個人原告らに比し、慰謝料額が少なくなる。)、建物所有の有無(猫除け対策の際の費用負担は、各専有部分の所有者が負担したと考えられる)を考慮し、A棟居住者の慰謝料額を各5万円(ただし、原告A9らについては、各2万円)、B棟居住者の慰謝料額を各8万円とし、猫除け対策等の点を考慮し、各戸につき各5万円(単独所有の場合は所有者に加算し、共有の場合は、2名に半額ずつ割り付ける。原告A9らについて

は、各1万円とする。)を加算し、各個人原告ごとの慰謝料額を後記ウの慰謝料欄のとおりと認める。

イ 弁護士費用

(ア) 証拠(甲5-3)及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、平成20年8月6日、関弁護士に対し、本訴の提起及び追行を委任し、別紙請求債権目録「弁護士費用」欄記載の着手金及び報酬金を支払うことを約したことが認められる。

(イ) 上記不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害は、上記アの認容額の2割と認めるのが相当である。

ウ まとめ

以上をまとめれば、個人原告ごとの認容額は、次のとおりである。(上段・慰謝料、中段・弁護士費用、下段・合計)

	慰謝料	弁護士費用	合計
(単位：万円)			
原告A2	10	2	12
原告A3	7.5	1.5	9
原告A4	7.5	1.5	9
原告A5	7.5	1.5	9
原告A6	7.5	1.5	9
原告A7	7.5	1.5	9

	原告A8	7.5	1.5	9
原告A9	3	0	6	3.6
原告A10	3	0	6	3.6
原告A11	10.5	2.1	2.6	6
原告A12	10.5	2.1	1.2	6
原告A13	13	2.6	6	15.6
原告A14	8	1.6	9.6	6
原告A15	13	2.6	1.5	6
原告A16	8	1.6	9.6	6
原告A17	10.5	2.1	1.2	6
原告A18	10.5	2.1	1.2	6
原告A19	10.5	2.1	1.2	6
原告A20	10.5	2.1	1.2	6
原告A21	10.5	2.1	1.2	6
原告A22	10.5	2.1	1.2	6
原告A23	10.5	2.1	1.2	6
原告A24	10.5	2.1	1.2	6
原告A25	10.5	2.1	1.2	6
原告A26	10.5	2.1	1.2	6
原告A27	10.5	2.1	1.2	6
原告A28	10.5	2.1	1.2	6
原告A29	10.5	2.1	1.2	6
原告A30	10.5	2.1	1.2	6
原告A31	10.5	2.1	1.2	6
原告A32	10.5	2.1	1.2	6
原告A33	10.5	2.1	1.2	6
原告A34	10.5	2.1	1.2	6
原告A35	10.5	2.1	1.2	6
原告A36	10.5	2.1	1.2	6
原告A37	10.5	2.1	1.2	6
原告A38	10.5	2.1	1.2	6
原告A39	10.5	2.1	1.2	6
原告A40	10.5	2.1	1.2	6
原告A41	10.5	2.1	1.2	6
原告A42	10.5	2.1	1.2	6
原告A43	10.5	2.1	1.2	6
原告A44	10.5	2.1	1.2	6
原告A45	10.5	2.1	1.2	6
原告A46	10.5	2.1	1.2	6
原告A47	10.5	2.1	1.2	6
原告A48	10.5	2.1	1.2	6
原告A49	10.5	2.1	1.2	6
原告A50	10.5	2.1	1.2	6
原告A51	10.5	2.1	1.2	6
原告A52	10.5	2.1	1.2	6
原告A53	10.5	2.1	1.2	6
原告A54	10.5	2.1	1.2	6
原告A55	10.5	2.1	1.2	6
原告A56	10.5	2.1	1.2	6
原告A57	10.5	2.1	1.2	6
原告A58	10.5	2.1	1.2	6
原告A59	10.5	2.1	1.2	6
原告A60	10.5	2.1	1.2	6
原告A61	10.5	2.1	1.2	6
原告A62	10.5	2.1	1.2	6
原告A63	10.5	2.1	1.2	6
原告A64	10.5	2.1	1.2	6
原告A65	10.5	2.1	1.2	6
原告A66	10.5	2.1	1.2	6
原告A67	10.5	2.1	1.2	6
原告A68	10.5	2.1	1.2	6
原告A69	10.5	2.1	1.2	6
原告A70	10.5	2.1	1.2	6
原告A71	10.5	2.1	1.2	6
原告A72	10.5	2.1	1.2	6
原告A73	10.5	2.1	1.2	6
原告A74	10.5	2.1	1.2	6
原告A75	10.5	2.1	1.2	6
原告A76	10.5	2.1	1.2	6
原告A77	10.5	2.1	1.2	6
原告A78	10.5	2.1	1.2	6
原告A79	10.5	2.1	1.2	6
原告A80	10.5	2.1	1.2	6
原告A81	10.5	2.1	1.2	6
原告A82	10.5	2.1	1.2	6
原告A83	10.5	2.1	1.2	6
原告A84	10.5	2.1	1.2	6
原告A85	10.5	2.1	1.2	6
原告A86	10.5	2.1	1.2	6
原告A87	10.5	2.1	1.2	6
原告A88	10.5	2.1	1.2	6
原告A89	10.5	2.1	1.2	6
原告A90	10.5	2.1	1.2	6
原告A91	10.5	2.1	1.2	6
原告A92	10.5	2.1	1.2	6
原告A93	10.5	2.1	1.2	6
原告A94	10.5	2.1	1.2	6
原告A95	10.5	2.1	1.2	6
原告A96	10.5	2.1	1.2	6
原告A97	10.5	2.1	1.2	6
原告A98	10.5	2.1	1.2	6
原告A99	10.5	2.1	1.2	6
原告A100	10.5	2.1	1.2	6
原告A101	10.5	2.1	1.2	6
原告A102	10.5	2.1	1.2	6
原告A103	10.5	2.1	1.2	6
原告A104	10.5	2.1	1.2	6
原告A105	10.5	2.1	1.2	6
原告A106	10.5	2.1	1.2	6
原告A107	10.5	2.1	1.2	6
原告A108	10.5	2.1	1.2	6
原告A109	10.5	2.1	1.2	6
原告A110	10.5	2.1	1.2	6
原告A111	10.5	2.1	1.2	6
原告A112	10.5	2.1	1.2	6
原告A113	10.5	2.1	1.2	6
原告A114	10.5	2.1	1.2	6
原告A115	10.5	2.1	1.2	6
原告A116	10.5	2.1	1.2	6
原告A117	10.5	2.1	1.2	6
原告A118	10.5	2.1	1.2	6
原告A119	10.5	2.1	1.2	6
原告A120	10.5	2.1	1.2	6
原告A121	10.5	2.1	1.2	6
原告A122	10.5	2.1	1.2	6
原告A123	10.5	2.1	1.2	6
原告A124	10.5	2.1	1.2	6
原告A125	10.5	2.1	1.2	6
原告A126	10.5	2.1	1.2	6
原告A127	10.5	2.1	1.2	6
原告A128	10.5	2.1	1.2	6
原告A129	10.5	2.1	1.2	6
原告A130	10.5	2.1	1.2	6
原告A131	10.5	2.1	1.2	6
原告A132	10.5	2.1	1.2	6
原告A133	10.5	2.1	1.2	6
原告A134	10.5	2.1	1.2	6
原告A135	10.5	2.1	1.2	6
原告A136	10.5	2.1	1.2	6
原告A137	10.5	2.1	1.2	6
原告A138	10.5	2.1	1.2	6
原告A139	10.5	2.1	1.2	6
原告A140	10.5	2.1	1.2	6
原告A141	10.5	2.1	1.2	6
原告A142	10.5	2.1	1.2	6
原告A143	10.5	2.1	1.2	6
原告A144	10.5	2.1	1.2	6
原告A145	10.5	2.1	1.2	6
原告A146	10.5	2.1	1.2	6
原告A147	10.5	2.1	1.2	6
原告A148	10.5	2.1	1.2	6
原告A149	10.5	2.1	1.2	6
原告A150	10.5	2.1	1.2	6
原告A151	10.5	2.1	1.2	6
原告A152	10.5	2.1	1.2	6
原告A153	10.5	2.1	1.2	6
原告A154	10.5	2.1	1.2	6
原告A155	10.5	2.1	1.2	6
原告A156	10.5	2.1	1.2	6
原告A157	10.5	2.1	1.2	6
原告A158	10.5	2.1	1.2	6
原告A159	10.5	2.1	1.2	6
原告A160	10.5	2.1	1.2	6
原告A161	10.5	2.1	1.2	6
原告A162	10.5	2.1	1.2	6
原告A163	10.5	2.1	1.2	6
原告A164	10.5	2.1	1.2	6
原告A165	10.5	2.1	1.2	6
原告A166	10.5	2.1	1.2	6
原告A167	10.5	2.1	1.2	6
原告A168	10.5	2.1	1.2	6
原告A169	10.5	2.1	1.2	6
原告A170	10.5	2.1	1.2	6
原告A171	10.5	2.1	1.2	6
原告A172	10.5	2.1	1.2	6
原告A173	10.5	2.1	1.2	6
原告A174	10.5	2.1	1.2	6
原告A175	10.5	2.1	1.2	6
原告A176	10.5	2.1	1.2	6
原告A177	10.5	2.1	1.2	6
原告A178	10.5	2.1	1.2	6
原告A179	10.5	2.1	1.2	6
原告A180	10.5	2.1	1.2	6
原告A181	10.5	2.1	1.2	6
原告A182	10.5	2.1	1.2	6
原告A183	10.5	2.1	1.2	6
原告A184	10.5	2.1	1.2	6
原告A185	10.5	2.1	1.2	6
原告A186	10.5	2.1	1.2	6
原告A187	10.5	2.1	1.2	6
原告A188	10.5	2.1	1.2	6
原告A189	10.5	2.1	1.2	6
原告A190	10.5	2.1	1.2	6
原告A191	10.5	2.1	1.2	6
原告A192	10.5	2.1	1.2	6
原告A193	10.5	2.1	1.2	6
原告A194	10.5	2.1	1.2	6
原告A195	10.5	2.1	1.2	6
原告A196	10.5	2.1	1.2	6
原告A197	10.5	2.1	1.2	6
原告A198	10.5	2.1	1.2	6
原告A199	10.5	2.1	1.2	6
原告A200	10.5	2.1	1.2	6
原告A201	10.5	2.1	1.2	6
原告A202	10.5	2.1	1.2	6
原告A203	10.5	2.1	1.2	6
原告A204	10.5	2.1	1.2	6
原告A205	10.5	2.1	1.2	6
原告A206	10.5	2.1	1.2	6
原告A207	10.5	2.1	1.2	6
原告A208	10.5	2.1	1.2	6
原告A209	10.5	2.1	1.2	6
原告A210	10.5	2.1	1.2	6
原告A211	10.5	2.1	1.2	6
原告A212	10.5	2.1	1.2	6
原告A213	10.5	2.1	1.2	6
原告A214	10.5	2.1	1.2	6
原告A215	10.5	2.1	1.2	6
原告A216	10.5	2.1	1.2	6
原告A217	10.5	2.1	1.2	6
原告A218	10.5	2.1	1.2	6
原告A219	10.5	2.1	1.2	6
原告A220	10.5	2.1	1.2	6
原告A221	10.5	2.1	1.2	6
原告A222	10.5	2.1	1.2	6
原告A223</td				

損害金の支払を求める限度で理由があるから、認容し、その余は理由がないから棄却し、仮執行宣言は、主文第3項に限り付し、その余については相当でないので付さないこととし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 裁判官2名

4. ブラブル防止・解決のための事案分析および解説

4. 1 猫餌やりの同種事案

当訴訟の7年ほど前に、関西で同種の訴訟事案があつた。1階の店舗を借りて居酒屋をやっていた原告が、大家である被告らが野良猫への餌やりを続けたために、糞尿等の悪臭による被害を蒙つたとして損害賠償と謝罪文を書いた看板を掲示するように求めた裁判である。判決では原告の請求を認め、賠償金の支払いを命じたが、看板の設置は認めなかつた。争いは猫への餌やりだけではなく、被告らがわざと犬を外に出して長時間嫌がらせで鳴かせたとか、窓を開けて大音量で音楽を流して嫌がらせをしたと主張し、被告らは勿論これを否定するとともに、逆に、原告の居酒屋が深夜まで営業して近所に迷惑をかけているとか、店の客の立小便や嘔吐物で困っていると主張して争つた。判決では、次のように判示している。

「被告らが野良猫への給餌を続け、その結果、多数の野良猫が原告らの自宅や本件店舗付近を徘徊し糞尿による悪臭が漂うようになったものであり、原告らが猫嫌いであることを前提とすれば、受忍限度を超えるに至つていて認めることが出来る。(中略)
近くに猫嫌いの人があり、自分が野良猫に餌を与えることにより付近に猫が集まるようになり、その結果、野良猫の糞尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識出来る場合には、野良猫の給餌を中止すべきであり、給餌を続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法であるというべきである」

猫の餌やり行為による被害が、猫嫌いの人を対象とした場合に

は受忍限度を超え、違法であると判定した判例である。しかし、この事例は、猫の餌やりを理由としてはいるものの、その本質は典型的な隣人トラブルであり、もともと仲の悪かつた隣人同士が猫の餌やりで一気に争いに火がついたという状況であり、本事案のタウンハウスでの猫の餌やり訴訟も構図的にはほぼ同様である。

4. 2 訴訟の背景にあるもの

この訴訟の争点は、猫への餌やり行為が、管理規約にある動物飼育禁止条項および迷惑行為禁止条項に該当するかどうかであり、それが原告らの人格権を侵害しているかどうかであつた。裁判所は、原告らが損害賠償の請求をしている以上、それに関する判断を下さないといけないということはもちろん理解できるが、この請求 자체が相手への攻撃材料でしかないことは一目瞭然である。判決では、被告に非があるとの判定となつたが、原告側についても、被告への誠意ある対応は一切行われていない。お互いに相手を攻撃するだけの経緯を辿つたに過ぎず、どつちもどつちであると言わざるを得ない。問題を真摯に解決しようとすれば、被告との話し合いについても、総会という形とは別の話し合いの場を設定することもできたはずであるし、猫の被害を最小にする様々な方法をとることも出来たはずであるが、問題の解決を目指す姿勢より、相手をやりこめることに主眼が行つてしまつてゐる。もちろん、被告の態度にも問題はあるが、例え、賠償金を勝ち得たとしても、このような状況はやはり不毛な争いと言うしかない。では、なぜこのような争いが起つてきたのか。被告が猫に餌やりを始めたことは、争いの単なる一つのきっかけに過ぎず、根

本的な理由は、タウンハウス住人達の日頃からの被告に対する反発であろう。被告は社会的に名の知られた著名人であり、しかも大変に高度な知力を要求される仕事をしている。かつ、タウンハウス住民とは殆ど交流をしないことになれば、住民たちは、何か自分たちが下に見られているような心理的な被害感を常に持っていたことと思われる。原告たちは、どんな著名人でも地域住民としては皆対等であり、その前提で通常の近所付き合いをすることが当たり前だと思っている。ところが、被告は長年暮らしいても、そのような付き合いをすることが殆どなかつたため、原告らは著名人としての立場や態度に対する反発を長年感じていたことと考えられる。

そのような反感を感じさせる相手が、猫の餌やりという管理規約に反するかも知れない行為を行つたわけであるから、これをきっかけとして反発が一気に表面化してきたのである。これは、タウンハウス住民が、最初に猫の餌やりの中止を被告に求めた時も、いきなり書面を渡したことを見ても明らかであろう。騒音トラブルでも、好感を持っている人からの音はあまりうるさいと感じないが、好意をもてない人からの音はよりうるさく感じるという研究報告があるが、今回の事例も、好感を持てない特定の人間が行つていていることへの煩わしさというものが、争いの大きな原因となつており、これは騒音トラブルと構図的には同じものである。すなわち、一種の煩音問題であるとも言える。

大事なことは、このような感情的なトラブルを裁判にしてはいけないということである。裁判は、費用や労力、心理的な負担など、当事者にとつても不幸であるばかりではなく、社会的なコストを考えても不十分な解決法であると言わざるを得ない。本来は、

公正中立な仲介者のもとで、当事者同士が話し合いを行い、お互いの信頼感を取り戻せるような形での決着を目指すべきである。残念ながら、我が国にはそのような解決システムはないが、本件は、第2部で示している近隣トラブル解決センターの必要性を如実に示している好事例であると言える。